

要望事項 (優先順位 岩倉3学区3, 八瀬3, 久多3)

広域的な獣害対策

要 旨**(岩倉3学区)**

岩倉学区は、急速に宅地化が進み人口が増えています。一方で、自然がまだ多く残り、野生の動物が多く生息しています。特に、はぐれザルの出没が目立ち、イノシシ、シカは、農作物、植林等に被害を及ぼしています。最近では、クマも出てきており、大変危険なため有効な対策を切に要望します。

(八瀬)

洛北地域全体で、サル、シカ、イノシシ、クマ等の獣害対策及び一般家庭ごみや畑等を荒らすカラス、ハクビシン、テン、ヌートリア、アライグマなどを地域で捕獲した時の行政による生きたままの引取をお願いしたく要望いたします。

(久多)

サル、シカの被害が甚大であるため、サルの多頭捕獲の推進を求めます。また、鹿網の無償化や電柵設備への補助金の強化を要望いたします。

回 答**(環境政策局, 文化市民局, 産業観光局)**

サルやシカ、イノシシなどの野生鳥獣が農林地や住宅地に出没し、農林作物に被害を及ぼしていること、また、区民の皆様の暮らしを脅かしている憂慮すべき現状につきましては、本市としても十分に認識しております。

左京区内の関係学区におかれましては、サル、シカ、イノシシ等の被害対策の一環として、これまでから「獣害対策チーム」において御尽力いただいております。さらに、平成26年度からは、新たな学区を加えて構成する「左京区獣害対策チーム連絡協議会」を設立され、積極的に御活動いただいております。

本市としましても、このような地域住民主体の自主防除組織の設立・活動に対して支援を行っているとともに、野生鳥獣の追払い活動を専門業者や「京都市野生鳥獣保護管理協議会」に委託し、野生鳥獣対策の充実を図っています。併せて、農林作物被害対策として、平成24年度から、農林家団体を中心とした自主防除活動を支援し、花火等の追払い物品の提供等を行っています。また、防除対策・追払いと合わせて、「京都府猟友会」に委託し、捕獲対策を行っています。

捕獲した個体の処理については、鳥獣保護管理法及び京都府の策定する鳥獣保護管理事業計画に基づき、誤捕獲による放野を除き、シカ、イノシシ等の自家消費が可能な獣種以外は、殺処分後に埋設するなど、適切な処理をお願いしています。

シカ、イノシシについては、被害を未然に防ぐため計画的捕獲を実施するとともに、被害が発生したときは、加害個体の捕獲を実施しています。とりわけ、シカについては、平成25年度から、出没状況や周辺環境に応じて、中型の囲いわなや自動捕獲機材を導入し、効率的な捕獲にも取り組んでおります。

併せて、個体数を減らすため平成26年度から市独自のシカの奨励金制度を創設し、積極的な捕獲を行っています。平成29年度からは制度対象を成獣だけでなく、

幼獣にも拡大し、平成30年度からは農業被害・生活被害が深刻なイノシシについても、シカと同様に成獣・幼獣に対する市独自の奨励金を創設し、積極的な捕獲に取り組んでおります。

また、農地等への侵入防止対策として、防護柵や電気柵の設置に対して一定の助成を行う制度を設けております。

サルについては、平成23年度から、岩倉・八瀬、上高野・修学院、大原などに出没するサルの群れを対象に、群れの行動調査を行い、農地や住宅地に出没しないよう山中への追い上げを行うとともに、平成24年度からは捕獲を強化し個体数を減らすなど農作物・市民生活被害の防止に取り組んでいます。

特に、久多、大原、岩倉、八瀬、上高野・修学院において、車のカーナビにも使われている全地球測位システム（GPS）を活用した動物位置情報システムを導入し、地域住民の皆様にもサルの行動が地図で見える形で分かり、地域での追払いに役立てていただくとともに、群れの監視と加害個体の捕獲により、対策を強化していきます。

ハナレザルについては、地域住民からのサルの行動情報を基に、地域住民と協力した追い払いや捕獲に取り組んでいます。

クマについては、目撃情報を京都府及び市の関係機関で情報共有し、必要に応じて京都府と連携して注意看板の設置やチラシ配布を行い、地域住民への注意喚起を行うとともに誘引物の除去等防除対策を行っています。

特に、人身被害や農林業被害の発生する恐れが強い場合には、京都府と協議し、必要に応じて捕獲を進めていきます。

平成30年度においては、岩倉及び市原と上賀茂の行政区界において捕獲檻を設置し、捕獲に取り組みました。捕獲檻の設置についてはクマを誘引するというリスクもあり、特に市街地周辺では設置に関して慎重な判断も必要であるため、目撃情報等の情報収集に努め、関係部局との連携を強化してまいります。

カラスについては、ごみ収集の定点（概ね5世帯以上）に防鳥用ネットの貸出しを行うなどの対応をしております。

ヌートリアについては、生態系への影響が懸念されますが、直ちに影響を及ぼす状況ではないと考えられることから、現在は、本市及び京都府の目視調査により、ヌートリアの生息状況の把握に努めるとともに、餌やり行為を発見した場合は、行為者に直接啓発を行っております。

アライグマについては、農作物被害のみならず、生態系にも悪影響をもたらすことから、平成19年度に外来生物法に基づく防除計画を策定し、平成22年度以降、専門機関に委託して生息調査と並行して捕獲を強化しています。

これらに加え、平成22年度から市役所内関係部署の連携を強化するため、「京都市野生鳥獣被害対策会議」を設立し、全庁挙げてサル、シカ、イノシシをはじめとする野生鳥獣対策に取り組んでいるところです。

また、近年被害が増加しているハクビシンについては、猟友会と連携しながら捕獲に取り組んでまいりますとともに、今後とも、農林作物被害の防止、区民の皆様のお安全のため、地域住民の皆様をはじめ、京都府や他の関係機関と一体となって、総合的な野生鳥獣対策の強化に取り組んでまいりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

